令和６年度第２回吹田市権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク協議会
議事概要

１　日時　令和７年３月 19 日（水）午後１時 55 分から午後３時 45 分まで

２　場所　吹田市文化会館（メイシアター）集会室

３　出席者ほか

⑴　委員　９名

明石　隆行（種智院大学人文学部社会福祉学科 教授）
青木　佳史（大阪弁護士会 弁護士）
徳永　正尚（大阪司法書士会 司法書士）
矢島　繁一（大阪社会福祉士会
相談センター「ぱあとなあ」スーパーバイザー）
三条　健二（吹田市民生・児童委員協議会 会計監査）
八田恵美子（吹田市介護保険事業者連絡会
訪問看護・訪問リハビリテーション・訪問入浴部会）
村田　優美（吹田市介護保険事業者連絡会居宅介護支援部会）
大西美佳子（吹田市障がい児者等計画相談支援事業者等連絡会 会長）
眞鍋　宏明（ゆうちょ銀行吹田店 店長）

⑵　事務局　14 名

梅森　徳晃　福祉部長
田畑　茂洋　福祉部次長（福祉総務室長兼務）
紙谷　裕子　福祉総務室参事
齋藤　知宏　福祉総務室主幹
本郷　夏実　福祉総務室主査
上垣　美帆　福祉総務室主任
賀集　恒介　福祉総務室主任
中村　海翔　福祉総務室係員
友成　聖弥　生活福祉室主査
平井　倫子　高齢福祉室参事
山下　純平　障がい福祉室主幹
杤久保秀紀　けんりサポートすいた センター長
山田　春香　けんりサポートすいた 相談員
森本　大介　吹田市社会福祉協議会 総務課長

⑶　オブザーバー　３名

井川　真志　大阪家庭裁判所家事第４部 部総括判事

荒木　仁美　大阪家庭裁判所家事第４部後見センター 主任書記官
泉　あゆみ　大阪家庭裁判所家事第４部後見センター 書記官

⑷　傍聴　４名

４　会議資料

資料１－１	中核機関事業実績報告書（２月末時点）
資料１－２	中核機関業務実施計画評価シート（２月末時点）
資料２－１	権利擁護支援に関連する行政計画等
資料２－１（別紙１）	第４次吹田市地域福祉計画（抜粋）
資料２－１（別紙２）	第９期吹田健やか年輪プラン（抜粋）
資料２－１（別紙３）	吹田市障がい者支援プラン（抜粋）
資料２－１（別紙４）	吹田市社会福祉協議会第５次地域福祉活動計画（案）（抜粋）
資料２－２	権利擁護支援に関する統計データ
参考資料	第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書

５　内容

⑴　「けんりサポートすいた」の取組状況
・令和６年度中核機関業務に係る実績報告
・令和６年度中核機関業務に係る自己評価並びに市評価

⑵　権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討
・権利擁護支援に関連する行政計画等
・権利擁護支援に関する現状

６　議事（会議要旨）

委員長　　議題１「「けんりサポートすいた」の取組状況」について、事務局から説明をお願いします。

事務局　　資料１－１「中核機関事業実績報告書」の１ページ目をご覧ください。センター職員による相談実績について御報告します。「１．相談件数」については、新規相談件数が７月から 11 月までは増加していましたが、12 月以降は少し落ち着いています。継続の相談支援に関しましては、相談支援が積み重なっていく中で増加傾向にあります。「２．相談・支援形態」は、電話による対応が多くなっていますが、電話でお問い合わせをいただいた後、訪問したり来所いただいたりすることが多いです。訪問に関しては、やはりご高齢の方や体の不自由な方で、窓口までお越しいただくことが難しい方からの御依頼が多くなっており、入院中や入所中の方はもちろんですが、在宅の方にも対応しています。「３．対象者属性」につきましては、認知症の方が最も多く、次いで精神障がいの方となっています。その他については、診断を受けていないけれども、認知症や障がいの疑いのある方を含んでいます。「４．相談者属性」については、本人・家族からの御相談のほか、地域包括支援センターやケアマネジャーなど、高齢者に関わる福祉職の方からの御相談も多くなっています。「５．相談・支援内容別」については、やはり「②成年後見制度申立に関すること」が最も多くなっています。「⑪その他権利擁護に関すること」については、認知症や精神障がい、知的障がいのある方の相続に関する課題や債務整理に関する課題などが含まれています。「⑫その他内容」につきましては、支援を進める中で様子を確認したことや、鍵をなくされてどうしようもなくなっておられる方の支援に出向いたケースを上げています。他の事例としては、「本人が認知症のため、家族でも代理で手続きをすることはできないので、成年後見制度を利用してくださいと銀行で言われたので来ました。」という方や、病気や事故で救急搬送されて、急いで成年後見制度が必要になったということで御相談に来られた事例がありました。他にも、「今まではしっかりしていたけれども、家族が認知症になってきて、判断能力の低下が顕著になってきたので成年後見制度について考えるようになった。」とか、高齢の家族が障がいのある子について、「自分たちの亡き後、この子はどうやって生活していくのかと考えたときに成年

後見制度の利用を検討している。」といった、将来に備えて成年後見制度を含めた権利擁護に関する御相談を受けることが多いように思います。「６．他の専門職へのつなぎ先」について、センター職員が受けた相談のつなぎ先としては、申立ての代行をお願いするために、法律職の方々につないだり、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業につなぐ事例が多くなっています。

２ページ目をご覧ください。専門相談・専門職派遣の相談実績について御報告します。「１．相談件数」については、７月・８月は専門相談・専門職派遣にあまりつなげませんでしたが、９月頃から半分程度の枠が埋まるようになってきました。12 月・１月は予約が若干減少しましたが、２月・３月は半分ほど予約が埋まっているという状況です。「２．相談・支援形態」については「②来所」が専門相談で受けた人数で「③訪問」が専門職派遣で受けた人数であり、相談内容については、それほど明確な傾向はないと感じています。「３．対象者属性」については、認知症高齢者と精神障がい者の方に関する相談が多くなっています。「４．相談者属性」としては、本人からの相談が最も多いですが、家族や地域包括支援センターからの相談も多くなっています。「５．相談・支援内容別」としては、「①成年後見制度（法定後見）に関すること」「②成年後見制度申立に関すること」の相談内容が多いほか、法律の専門職の方に相談ができるということで、「⑪その他権利擁護に関すること」として、相続や債務に関する相談をされる方も比較的多くいらっしゃいました。対象者属性ごとの相談の特性は把握できていませんが、専門相談・専門職派遣に相談にこられるケースは、複雑な課題を抱えていたり、家族関係が複雑であるとか、個別でさまざまな不安や悩みを抱えておられることが多いと感じます。専門相談・専門職派遣を利用して、成年後見制度に関する関係機関の理解が進んだことで、スムーズに申立て支援に至ったケースもありますし、関係機関が支援方法についてすごく悩まれているときに、専門職からの助言を受けたことで、支援チームの方針を確認することができて、市長申立てにつながったケースもあります。

３ページをご覧ください。広報・啓発の実施状況について御報告します。「１．Ａ広報誌掲載」については、吹田市社会福祉協議会が発行している社協だよりや地域包括支援センターが発行されている広報誌にコラム的な形で掲載していただきましたが、中でも市報すいたの影響が一番大きかったと感じています。市報すいた７月号に「けんりサポートすいた」の開設について掲載しところ、

７月・８月に相談があったのはもちろんですが、９月を過ぎても市報すいたを握り締めて相談に来られたケースもありましたので、市報すいたには今後も掲載できればと思っています。「１．Ｂリーフレット・チラシ作成・配布」については、センターのリーフレットと専門相談・専門職派遣のチラシを作成し、関係各所に送付したり、個別の相談があった時にお渡しさせていただいたり、さまざまな方が集まる場合に配布しました。「２．Ａ出前講座」については、専門職の方向けと市民の方向け合わせて 12 回実施しました。市民の方向けに行ったものに比べると、専門職の方向けのものが少なくなってしまいましたので、もうちょっと専門職に向けた出前講座ができたら良かったと感じています。「２．Ｂ市民向け講演会等」と「２．Ｃ支援機関向けセミナー等」につきましては、今年度は初年度ということで、12 月５日に研修を１回のみ開催し、会場とオンライン合わせて 108 名の方に参加いただきました。「３．広報・啓発その他」については、出前講座とは言えませんが、既存のいろいろな会議や集いの場でお時間をいただいて周知を図りました。「その他」につきまして、「①日常生活自立支援事業の待機者数」と「②日常生活自立支援事業最長待機期間」は、昨年度末で１年以上お待ちいただく状態でしたが、徐々に待機を解消し、現在は待機ゼロで推移しています。日常生活自立支援事業の専門員が解消に向けて熱心に契約を進めたことや８月に人員が整ったこともありますが、７月に「けんりサポートすいた」を開設したことで、日常生活自立支援事業を使いたいと思っている方の新規相談を日常生活自立支援事業の担当職員だけではなくて「けんりサポートすいた」の職員も一緒に出向いてお話を聞くことで、ご本人にとって日常生活自立支援事業の方が良いのか成年後見制度の方が良いのかというのを、両方の面から検討できたことで、無理をして日常生活自立支援事業に申し込む方が減ったり、成年後見制度の利用が必要でご本人さんも成年後見制度利用希望と言われた方に対して、申立て支援を日常生活自立支援事業の担当者ではなくて「けんりサポートすいた」で担うことができたので、日常生活自立支援事業の担当者の負担が減ったことなども大きな要因だと感じています。「③吹田市成年後見審判申立審査会参加」につきましては、市長申立ての案件がある際に、高齢福祉室・障がい福祉室からの依頼を受けて５回参加しており、「④親族後見人、後見活動を行う法人への支援」は０回になっています。「⑤運営委員会開催」と「⑥協議会開催」につきましては、３月にもそれぞれ１回開催しますので、合

計５回と２回になります。運営委員会では、各会議までのセンターの実績を報告したほか、協議会に向けた調整や受任者調整会議の検討、専門相談・専門職派遣の実施のあり方、当事者向けチラシの作成等について協議しました。

事務局　　資料１－２「中核機関業務実施計画評価シート」をご覧ください。前回の協議会で「実施計画」の部分については御意見をいただきましたので、今回は「取組結果」「自己評価」「課題・次年度以降取組予定」について御説明します。1ページ目①につきまして、市民向けの広報としては、ホームページを作成し公開したこと、センターのリーフレットや専門相談・専門職派遣のチラシの作成・配布などを実施しました。来年度につきましては、運営委員会で検討している当事者向けチラシを活用したいと思っています。②につきまして、支援機関向けの広報としては、一次相談窓口である地域包括支援センターと障がい者相談支援センターを中心に周知と聞き取りを行いました。聞き取り内容については、地域包括支援センターと障がい者相談支援センターでの権利擁護支援の実績や方法、高齢・障がいの分野を超えたつながりをどこまで意識しているかということや、日常生活自立支援事業のニーズを聞きました。その他にも、一次相談窓口で「けんりサポートすいた」の広報ができる場面があるのか、権利擁護に関する住民の関心の高さや相談の傾向のような地域ごとの特徴があるのかを聞き取りました。今年度は金融機関へも訪問し周知することができたので、次年度以降は、病院などへも周知できればと考えています。一次相談窓口にはアンケートもとらせていただき、申立てに至るまでの苦労や申立て書類の作成が大変だというお声がある中で、「けんりサポートすいた」へは、主に申立て書類の作成に関する助言等を期待されていることが分かりました。③市民向けの出前講座については、目標10件に対して９件の実績であり、目標までもう少しというところでしたが、④支援機関向けの出前講座につきましては目標10件に対して３件の実績であり、大きく離れています。来年度以降の取組としては、引き続き専門職の方・支援機関の方に向けた周知の機会がつくれるように努めていきたいと思っております。

２ページ目①につきまして、専門相談36枠のうち18件、専門職派遣18枠のうち９件を目標にしていましたが、それぞれ11件と５件の実績であり、３月にも御予約いただいていますが目標には届かない見込みです。来年度以降の取組につきましては、周知の

方法を工夫しながら、必要な方に利用していただけるように努めていきたいと思っております。②につきまして、市民向けの相談対応及び支援は関係機関と連携しながら日々の業務を積み重ねる中で取り組んできました。中核機関の職員としてスキルアップを図るために、各種研修も受講しながら、相談支援のスキルアップにも努めているところです。次年度以降は、より適切な連携・協働といったものを意識しながら取り組んでいこうと思っています。③につきまして、支援機関向けの相談対応及び支援は、必要に応じて専門相談などを活用しながら相談対応に取り組んできました。一次相談窓口へ聞き取りを行ってきたことを踏まえて、次年度以降も情報交換などを行いながら、取り組んでいきたいと考えております。

３ページ目①の受任調整等の支援につきましては、引き続き、運営委員会で検討していきたいと考えております。②の日常生活自立支援事業との円滑な連携については、現状では待機が解消された状態にはなっていますが、次年度も両制度の対象者となる方について、日常生活自立支援事業と成年後見制度のどちらの方をご本人にお伝えするべきかということについて、支援機関の方でもイメージの共有が必要かと考えておりますので、事例を重ねながら、すり合わせていきたいと思っています。③成年後見審判申立審査会への参加につきましては、今年度同様に次年度も努めて参ります。④市民後見人の養成につきましては、今年度は、「けんりサポートすいた」の職員が養成講座を一部受講して、市民後見人の養成について学ぶ機会を設けました。

４ページ目をご覧ください。①親族後見人、後見活動を行う法人への支援につきましては、３月に１件、親族後見人への支援がありましたが、それ以外はほとんどありませんでした。運営委員会でもこの件はご指摘をしていただいておりますので、次年度以降、親族後見人への支援が進むように努めていきたいと思っております。②につきましては、３ページ目の④と同様です。

５ページをご覧ください。①地域連携ネットワークの構築につきまして、本協議会や運営委員会の場を通して、ネットワークを構築するとともに、相談支援の積み重ねや周知の機会を通してネットワークづくりに努めて参りました。②運営委員会の運営につきましては、予定通り年５回開催できる見込みです。次年度以降、市内の権利擁護に関わる課題や、センターの課題なども、この１年間を通して実績を積み重ねてきましたので、より明確に浮き上がっ

てきた課題について、運営委員会で検討していきたいと思っています。③協議会の運営につきましては、本日の会議で予定通り年２回開催できており、家庭裁判所との情報共有をさせていただきながら、権利擁護に関わる課題などを協議していきたいと思っています。⑤権利擁護支援チームの形成・自立支援につきまして、専門職派遣の利用などによって、本人と支援機関が、成年後見制度や、本人さんに適切な制度につながるように支援していく方向性を確認することができたと思っています。申立てからセンターが関わる中で、成年後見人等が選任された後も、本人を支援する既存のチームに後見人がスムーズに入っていって、網目がより細かな支援をしていただけるように調整することができたと思っています。

事務局　　６ページ目の市の評価については、今年度の業務全体を通しての評価を記載しています。課題として一次相談窓口との役割分担や、専門相談の利用率向上が残るものの、当初の予定通り、広報啓発・相談支援に力を入れて取り組んでいただきました。中でも、「けんりサポートすいた」と日常生活自立支援事業の担当者が連携したことで、長年の課題であった待機が解消され、本人が希望する選択ができる体制となったことは評価しているところです。来年度以降、市民後見人の養成や受任者調整の仕組みづくりなどの新たな業務の実施に向けた検討が本格化しますので、「けんりサポートすいた」から市に対して現場の実態を踏まえた積極的なご提案を期待しているところです。

委員長　　ありがとうございました。令和６年度の相談実績ですが、７月からスタートして２月までで約 800 件あります。月平均 100 件ということで、３月の終わりには 1,000 件近くいくのではないかと思います。相談件数も非常に多くて、開設後すぐにトップスピードに入っているということで、御報告にあったように、広報・啓発、相談・支援、それから利用促進、そして地域連携ネットワークということで、様々な仕組みづくりも積極的にやっていただきました。市の評価にもありますけれども、若干、課題はあって当然かというふうに思いますが、当初の予想を上回るような成果を上げられているのではないかというふうに思います。委員の皆さんからは、２年目以降の取組に向けて、受任者調整の必要性であるとか、候補者が既存チームに円滑に入れるような今後の取組について、忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。

Ａ委員　　御報告ありがとうございました。１つ目の質問ですが、専門相談とセンター相談の実績を増やしていく中で、市民の皆さんから相談を直接受けるだけではなく、一次相談窓口からつながった相談もあると思います。その中で、一次相談窓口でもう少しやってほしいと思ったことや、十分にやったうえでつなげてくれていると思ったことなど、そのあたりの感触を教えていただければと思います。２つ目に、専門相談などをした結果、実際に成年後見を使ってみようとか、あるいは市長申立てをしないといけないとか、日常生活自立支援事業の利用が良いのではないかみたいな具体的な制度利用につながった相談があれば教えていただければと思います。最後に、吹田市成年後見審判申立審査会に「けんりサポートすいた」も関わっているものが５件もあると書いてありますが、具体的にどういう場合に参加しているのか教えていただければと思います。

事務局　　１つ目の質問について、一次相談窓口から「けんりサポートすいた」に御相談いただくことも結構あります。一次相談窓口から御相談いただく内容は、結構複雑で、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターだけでは対応しきれないことを御相談いただくことが多いです。その中で、例えば、「成年後見制度の説明をして欲しいと言われているので、お願いします。」というようにつながれることもありましたが、センター開設前に一次相談窓口で同様の相談があったときには対応されていたと思うので、そういった内容は引き続き一次相談窓口の方にもお答えをいただきたいと思うこともありました。他にも、「一次相談窓口から紹介されて来ました。制度の説明お願いします。」と、急に窓口に来られる方もいらっしゃいます。センターにつなぐ前に、もう少しお話をしっかり聞いたうえで、本当に「けんりサポートすいた」が適切なのか、それとも違う窓口の方が適切なのかということを判断していただき、紹介された方が窓口に来られる前に御一報いただけたらいいなと思うところが少しありました。そういった場合でも拒否するわけではなく、必要に応じて、改めて一次相談窓口とともに対応していくということも多くありますので、これからも連携していきたいと考えています。２つ目の質問で、センター職員が受けた相談を他の専門職につなぐということですが、専門相談・専門職派遣におつなぎすることもありますし、申立てを代行してくださる法律職の先生におつなぎすることもあります。日常生活自立支援事業を利

用したいと言う方でも「けんりサポートすいた」の職員がお話を聞いて、成年後見制度と日常生活自立支援事業のどちらが本人にとって必要か検討して日常生活自立支援事業につなぐこともあります。３つ目の質問の吹田市成年後見審判申立審査会への参加につきましては、吹田市の高齢福祉室と障がい福祉からお声掛けがあったときに参加しています。

事務局　　１つ目の質問ですが、一次相談窓口である地域包括支援センターは、「けんりサポートすいた」が開設された時にとても大きな期待をしていました。成年後見制度の相談は非常にたくさんありますし、地域包括支援センターの業務は多岐にわたっていますので、成年後見制度のご相談を一緒にしていただける機関ができたということで喜んでいました。先ほど御報告があった通り、もう少し地域包括支援センターから基礎的な情報はお伝えできたのではないかというような御意見もいただいておりますので、今後、一次相談窓口としての役割と専門的な相談もできる「けんりサポートすいた」の役割を、もう少し効率よく動けるような形にしていかないといけないという話はしています。今年は、違う機関ができて、顔を見て一緒に業務をしていけたというのは非常にセンターとしてはありがたかったし、勉強になったと聞いています。３つ目の質問の市長申立審査会は、市長申立の案件があがったときには随時、市が開催しているものであり、すべての会議に「けんりサポートすいた」に御出席いただいています。

委員長　　親族後見人の支援について運営委員会でも意見が出たということですが、今後の取組について何か考えていることはありますか。

事務局　　半年の間で成年後見人からの御相談がなかったため、運営委員会で御指摘をいただいたところです。その中で、大阪家庭裁判所から提供いただいたデータを確認したところ、令和５年の申立件数130 件のうち 23 件が親族後見人ということでした。データはありますが、どの方が親族後見をされているのか個人の特定まではできないというのが現状です。その中で、センターとしてできることとしては、まず、親族後見で申立てしようかなというような相談をされた方について、可能な方は後追いして状況を把握していくことができると考えています。行政との連携では、一次相談窓口や行政の窓口で親族後見人の存在に気付いた時に「けんりサポートす

いた」を御紹介いただくことで支援につなげていくことも有効だと考えています。実際、３月に１件あった親族後見人からの相談については、地域包括支援センターに相談に来られた親族後見人のケースを「けんりサポートすいた」につないでいただいたものになります。まだ就任したてということで、初回の報告のやり方が分からないということで御相談に来られました。家庭裁判所との連携も重要だと考えており、今後どういったことができるのかということを調整させていただければと考えています。

委員長　　どなたが親族後見人として活動されているか情報がなかなか入手できない困難さがあるということです。今、家庭裁判所との連携というお話が出ましたので、オブザーバーとして御参加いただいている家庭裁判所の方に御助言をいただけることがあればお願いします。

家庭裁判所　家庭裁判所の取組を、後見人等を選任する場面と選任後の場面に分けて説明させていただきます。まず選任の場面で、どういうふうな形でバックアップしているかというところを、書記官から少し説明させていただきます。

家庭裁判所　裁判所におきましては、選任される前に受理面接というものを行っております。受理面接におきましては、申立人と候補者が同じだった場合には、申立人兼候補者の方から、違う場合には申立人と候補者の方からお話を伺います。この時に、裁判所で作成しているハンドブックをお渡しさせていただき、後見人になられた時にはこのハンドブックをご覧いただいて後見活動をしていただくよう御説明しております。このハンドブックの中で、「けんりサポートすいた」も載っている市町村窓口一覧というものを一緒にお配りしておりまして、何かあれば市町村窓口で相談できるということを伝えています。この他に、大阪市と東大阪市から親族後見人支援に関するチラシの配布依頼を受けており、これについても、大阪市または東大阪市にお住まいの本人さんの件につきましては、このチラシを配布して御紹介させていただいています。吹田市さんから御依頼があれば、こういった形で連携させていただけるのではないかと思いますので、またお声掛けください。

家庭裁判所　　選任後の場面で、一つ目は、総合支援型後見監督という運用を大

阪では実施しております。一定の事案について親族後見人を選任する場合に、同時に専門職の後見監督人を選任して、一定期間監督人の方で、その親族後見人が独り立ちできるように支援をしてもらうというような運用をしております。その独り立ちができたかどうかの判断の一つの要素として、親族後見人が、中核機関に相談ができるようになったかどうかというような項目を作ってあります。つまり、裁判所としては専門職後見監督人を通じて、親族後見人に対してその中核機関への相談をちゃんとできるようになるように指導してもらっているというところがございます。二つ目は、大阪家庭裁判所では指定の連絡票を使って、後見人等からの相談等について連絡してもらうシステムをとっております。親族後見人の方もその連絡票に記入し、ファックス等で裁判所に送っていただき、裁判所からの回答を求めるというようなことをしております。例えば、報告書の書き方など、形式面については裁判所の方でお答えすることも可能ですが、裁判所は「こう書いてください」と言う訳にいかないので、内容についてお答えするのはなかなか難しいという場面もあります。そういう場合には、中核機関の窓口を紹介したり、親族相談会のような制度を案内することで、親族後見人への情報提供、支援をしているというのが現状でございます。なお、ハンドブックは大阪家庭裁判所の後見サイトからダウンロードして見ることができますので、ぜひ一度ご覧いただければありがたいです。

委員長　　本当に有益な情報提供をいただきましてありがとうございます。今後とも、連絡を取り合いながら進めていっていただければと思います。事務局から何かコメントございますか。

事務局　　親族後見人の支援を初年度以上に進めていくことに希望を持てました。いろいろご相談させていただくことあると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長　　ありがとうございました。それでは他にご質問ご意見なければ次に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
それでは議題２「権利擁護に関する制度や施策の情報共有並びに地域課題の検討」について事務局から説明をお願いします。

事務局　　前回の協議会で「市全体の権利擁護支援について意見交換をす

るに当たり、統計データを示してほしい」と御意見をいただいたので、関係する計画を抜粋したものと、成年後見制度の利用者数等の統計データをお示ししています。資料２－１「権利擁護支援に関する行政計画等について」をご覧ください。ここでは、総合計画とそれを上位計画とする福祉分野の個別計画の概要を示しています。権利擁護支援に関係するものとしまして、本市では、成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画に包含する形で策定しています。また、高齢分野の計画である吹田健やか年輪プランと障がい分野の計画である障がい者支援プランにも権利擁護に関する取組について記載し、連携して推進しています。さらに、地域福祉計画は、吹田市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と両輪で取組を進めています。各計画に記載されている内容については別紙１～別紙４で抜粋していますので、ご覧ください。

資料２－２「権利擁護支援に関する統計データ」をご覧ください。ここでは、令和２年～令和６年の数値をお示ししています。１ページ目は、最も基本的なデータということで、人口・認知症の人の数・障がい者手帳所持者数・生活保護に関するデータをお示ししています。２ページ目は、大阪家庭裁判所から毎年７月頃に提供いただいているデータから、成年後見制度の利用者数と申立件数を抜粋してお示ししています。３ページ目は、吹田市社会福祉協議会が実施する権利擁護事業としまして、日常生活自立支援事業と法人後見事業の利用者数をお示ししています。４・５ページは、市が行う成年後見制度利用支援事業と市長申立ての実績を高齢福祉室所管分と障がい福祉室所管分ごとにお示ししています。成年後見制度利用支援事業とは、成年後見制度を利用している方で、生活保護受給者や、それに準ずる人で申立て費用等の捻出が困難と認められる方について、申立て費用や報酬の一部を助成するものです。市長申立てについては、後見人などが必要であるにもかかわらず、配偶者および４親等内の親族がいない方、又は、親族がいても音信不通などの状況で申立て手続きの困難な方に対し、市が家庭裁判所に審判の申立てをするものです。

これらの資料につきましては、必要に応じて、本日の意見交換の参考としていただければと思います。

委員長　　参考資料としてお配りしております「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」は、この３月７日付けで、国の成年後見制度利用促進専門家会議から出されたものになります。

国の動きを知ることも、吹田市の地域連携ネットワークについて検討するに当たり非常に重要なことです。この専門家会議に、委員として参画されている立場から中間検証報告書についてご紹介いただきたいと思います。

Ａ委員　　令和４年に策定された第二期成年後見制度利用促進計画は令和９年度までの５か年計画です。中間年である令和６年度に、これまでの２年間でやってきた取組についての進捗と、現時点における評価、残りの２年間でどのような取組をするべきかを個別に検討し、まとめたものが今回の中間検証報告書です。新しいことが記載されているわけではありませんが、この２年間計画を推進する中での気付きや、残りの２年間でより一層国や都道府県、そして市町村に取り組んでいただきたいこと、それから専門職や金融機関、裁判所などそれぞれに期待することなどが、「今後の対応」という見出しで項目ごとにまとめられています。自分の地域で何が求められているかを見ていただき、今日のような協議会や、日々の運営、或いは計画への反映など、残り２年間で具体的に何ができるのかという観点でお読みいただければと思っています。特に注目していただきたいところは、４ページ以降の成年後見制度の見直しと総合的な権利擁護支援策の充実という二本柱、車の両輪として計画が一番重要視しているところについて記載があります。成年後見制度の見直しは御承知のように、法務省の法制審議会の民法（成年後見等関係）部会で、月２回ほど議論しています。この夏には一旦取りまとめがなされ、パブリックコメントを実施する予定です。ぜひその情報を受け取っていただき、現場から見てこうして欲しいという御意見をぜひ言っていただきたいと思っているところです。総合的な権利擁護施策の充実とは、まさに福祉部門における充実のことですが、５ページ以降に大きく３つの記載があります。特に、市との関係で重要なのは、日常生活自立支援事業の抜本的な充実について、７ページ以降に書いています。日常生活自立支援事業だけでは、日常的な意思決定などの支えとしては十分ではないので、さらに新しく各地域の中で、金銭管理や生活の支援、手続きの支援ができるような仕組みを作っていきましょうという動きがあります。それは、身寄りのない人の支援というものにも関連して重要だということが、８ページ以降に書いてあります。ここは国の施策が定まらないと市町村としても動きにくいところではありますが、社会福祉法の改正も含めて検討していくということが書かれ

ています。また、中核機関についても、社会福祉法の中で法的な位置付けをしたうえで、その役割を考えることが良いのではないかと言われています。一番後ろの 66 ページから 68 ページにかけて、専門家会議の２年間の検討の中で、総合的な権利擁護支援策とはどういうことをイメージしているのか、或いは中核機関の法制化がなぜ必要なのかということについて、いろいろな委員が意見を述べられており、これらの意見を踏まえ国においても検討しています。成年後見制度の見直しと、総合的な権利擁護支援施策の二つが整っていかないと、なかなか柔軟な制度利用ということにはなり得ないと思いますので、ぜひ注目していただきたいです。特に大阪エリアにおいて重要だと思われるのは、19 ページ以降の、適切に後見人を選任し、交代していくためにはどういった運用が大事だろうかという議論を第二期計画としていますが、そのためには受任者調整の機能が大変重要ではないかということが言われています。21 ページ以降の「今後の対応」では、受任者調整を中心として制度利用時に裁判所に申し立てる前のところから、しっかりとケースを評価していただいて、本当に成年後見制度なのか、日常生活自立支援事業なのか、その他の支援もあるかを見極めたうえで、成年後見利用が必要となったときには、どんな人に候補者になってもらえばいいのか調整する枠組みを作ったうえで、利用につなげていくことが重要で、本人を取り巻く支援者の皆さんに、中核機関としてもしっかりバックアップをしていくことが求められています。実は東日本エリアでは、割と小さな市町村も含めて受任者調整会議というのは実施されていますが、大阪エリアだと、あまり仕組みとしていないことが多いですので、ぜひともこれからの取組を考えていただくのが大事だと思っています。これによって、後でせっかく後見人を選んだのに問題が起きて不具合が生じるとか、せっかく市長申立てを頑張っても思った通りの効果を発揮しないなど、後々苦労することが減らせると思います。最初は弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職がいいということで選んでも、そのうち状況が変わり落ち着いたら、市民後見人に担ってもらった方が、より寄り添い型の支援ができたり、或いは親族後見人に移ることもあります。そういった事例もあらかじめ見越して調整ができるということで、非常に重要な機能になります。ぜひ吹田市も含め、いろんな大阪府下の市町村で、この取組を進めていただいたらどうかと思っています。49 ページ以降に、担い手の課題について書かれています。担い手の確保はこれから非常に重要になってき

まして、いくら頑張って申立てをしても、担い手がしっかりしてなければ、本人のプラスになりませんので、とりわけ市民後見人はＫＰＩにもなっていて、各地で推進しようとしていますが、十分には進んでいない分野でもあります。市民後見人の養成が進められても、なかなか選任につながっていないという懸念もあります。大阪府域は全国的にいえば選任されていますが、全国としては数パーセントで横ばいになっています。他の地域では市民後見人を養成したものの、その後は裁判所が選んでくださいね、選任された後の支援は特にありませんというような地域もあったり、市民後見人でこそ大きな役割が果たせる事案も実際にはあるのに、上手く結びついていないということも課題です。それから市民後見人は養成された後、後見人として活躍するだけではなく、これからは意思決定サポーターとしての役割が求められてくるということもありますので、地域共生社会の担い手として、元気な住民の皆さんが役割を果たしていただく意味でも、非常に重要な役割が続くだろうと思っています。そんなことが 50 ページの「今後の対応」のところに、難しい言葉で書いてありますが、簡単に言うとそういう話です。都道府県としても、市町村のバックアップを頑張っていただくことが大事だということが書かれていますが、これは大阪府についても言えると思います。やればやるほど、市民後見人がいた方がいい事案は発見されていきますし、市民後見人の養成をすることによって、市や中核機関の皆さんも学ぶことがたくさん出てくるという効果もありますので、ぜひ市で検討していただきたいと思っています。それから先ほど計画に関する資料として説明いただいた、行政計画については 60 ページ以降に記載があります。まずは成年後見、権利擁護のことをしっかりと計画に入れてくださいというのがこれまでの要請でしたが、61 ページに書いてあるように、市町村計画や取組の中で、何をどのようにやっていくかという具体的かつ段階的な計画をぜひ盛り込むようにしていただきたいということが、今回の「今後の対応」で期待されていることになります。例えば相談機能のところで、どういう課題があって相談機能をどういうレベルに引き上げていこうかとか、受任者調整が必要だとなれば、それをどういうレベルで設けていこうかとか、それぞれの求められる機能や役割ごとに、どのように進めていくのかを記載いただきたいです。それ以外にも報酬助成や、市長申立てなど、大事な話がいろいろ散りばめられていますので、大変ですけど、お読み通しいただきまして、今後のそれぞれの分野・役割での検討に

生かしていただければと思います。

委員長　　御報告ありがとうございました。非常に大事なことを、短い時間でエッセンスをお話ししていただき、もっと熟読をしないといけないと感じました。すべてを中核機関がするわけではないですけれども、中核機関がその中心となってコーディネートしていくという役割は非常に幅広いと思います。全般的なことについて、いわゆる中核機関の中核である意義はそこにあるのではないかなというふうに思いました。

今の説明について、御意見・御感想をお願いします。

Ｂ委員　　「けんりサポートすいた」の取組状況の中で、本人と家族を除けば、地域包括支援センターの次に多かったのが、ケアマネジャーからの相談だったと思っています。その中で、相談の仕方を、私たちも工夫をしたり、勉強することが大切だなというふうに思いました。具体的にどういうふうに相談したら良いかを伝えていただければ、周知できると思いました。

委員長　　市レベルで人員調整をして支援していかないといけないご本人について、成年後見制度の申立てをするかしないかというのは、やっぱり地域で支援をされている方を中心に個人情報シートを作らないといけませんが、その重要性が大きくなっていくに従って、ケアマネジャーにももっとわかりやすく情報提供して欲しいというところですね。

Ｃ委員　　私も相談員として、日々、日常的な支援の対応もしていますが、だんだんとやることが広がってきて、後見人さんと支援している部分が重なっていることも多いと思います。後見人さんも私たちも仕事をしやすくするためには、住み分けについて相談していかないと、後見人のお仕事が多くなって、受任者が増えないだろうといつも感じています。親族後見に関しても、例えば、80 歳・90 歳くらいの高齢の親御さんが障がいのある子の親族後見人をしているケースで、子のきょうだいに後見人を代わるときに、意向が違うことが分かるという話をよく聞きます。このあたりは、やっぱり親族後見人をサポートする立場の人たちが必要で、後見についての説明を最初からしておくことが必要だと今の話を聞いて感じました。後見人のスキルを保っていく方法や市民後見人にどこまでお

願いできるのかということの研修と合わせて、具体的な事例も交えながら学んでいかなければいけないと感じています。

委員長　　後見人さんによる支援が実際にどういうふうにされているのかがなかなか見えにくかったり、わかりにくいですので、もう少し現場の人にもわかりやすく説明してほしいという御意見かと思います。後半の部分は、後見人になっている高齢の親族さんに支援を届けていくことも必要で、その時になってから始めるのではなくて、もっと手前の段階で情報提供したり支援の手を差し伸べるということが必要ではないかという御意見です。

Ｄ委員　　私は金融の面からというところで少しお話したいなと思います。2020 年の４月に犯罪収益移転防止法というのが改正施行されまして、本人確認がすごく厳格化されるようになっています。その関係で、本当に預金者の権利に関してはやはり意思の確認だとか、そういうところが厳格化されて守られているという一方で、ご家族の方からご本人が認知症になって困っているという相談を受けることは本当に多くなってきたと認識しています。そんな中、協議会に参加させていただいたことによって、社内や近隣の郵便局にチラシを設置できて、相談窓口を御案内しやすくなりました。ただ、窓口に実際に来られるお客さんは本当に一部ですので、「けんりサポートすいた」との連携といったところは、正直まだまだこれからだと感じています。地域包括支援センターとは今までもずっと連携していますので、そちらに連携するものと、けんりサポートすいたと連携するものの区別が全員に行き渡っていないことが課題だと思っていますので、すみ分けがもう少し整理されれば、より浸透してくるのかなと思っています。ありがたいことにたくさんのお客様が口座をお持ちですので、相続の相談が多くなってくる前に整理をしてもらえればありがたいと思っています。北摂エリアは高齢のお客様を中心に特殊詐欺の被害がすごく多い地域ですので、窓口に来られた際は意思能力を本当に明確に確認しながら、時には警察とも連携しながら対応しているのが現状です。我々の会社のミッションとして、社会と地域の安全に貢献していくということがありますので、少しでも役に立つように取り組んでいきたいと思っています。

委員長　　ありがとうございます。こういう協議会の連携をできるだけ深

めていただければと思います。

Ｅ委員　　明らかに認知症だと目に見えてわかる方は、意外とサービスの方でもすぐに情報共有していきやすのですが、中に入ってから、アレ？って思うくらいの人は分かりにくいです。そういう人の情報はヘルパーさんのように身近で生活面を見ている方からいろいろな情報をもらって気づくことが結構多いです。ヘルパーさんから始まって、訪問看護からケアマネジャーさんに情報共有して、難しいとなれば地域包括支援センターさんにつないでいきますが、なかなかうまく共有できなかったり、もう少し早く動いて欲しいと思うことも多々あります。後見は必要だと周りがわかっていても、実際に利用するまでにすごい時間がかかっていて、それはもちろん個人の権利を考えてということもありますが、私たちもやっぱり情報共有を早め早めにして、もっと詳しいところも伝えていかないといけないとは思っていても、やっぱり相談が煩雑になってしまっています。先ほどもありましたが、情報共有するためのシートがあれば、私たちも伝えやすくて、もうちょっと動きやすくなるのかなと思います。

委員長　　ありがとうございます。非常に具体的なご提案ですけれども、現場で使えるチェックシートのようなツールがあればお互いに共通認識がもてるのではないかという御意見ですので、また参考にしていただければと思います。

民生委員からの相談は、データでは２件ということで少ないです。民生委員さんは地域で何か気付きがあったときは地域包括支援センターに御相談されることが多いと思いますが、現状はいかがでしょうか。

Ｆ委員　　私もこのデータを見て、意外に少ないなと思いました。地域包括支援センターから「あの方、ちょっと見てもらえませんか？」と言われて、行って話してみると、しっかりされているんですよ。だから、認知症がどのぐらい進んでいるのか判断するのは非常に難しくて、どこまで踏み込んでやっていったらいいのか悩むようなところがあります。前回も申し上げましたが、今、吹田で 75 歳以上の人が５万 5,000 人くらいいて、私の地区の担当の後期高齢者のうち２割の方は一人暮らしです。そういう一人暮らしの方に対して、普段から「大丈夫かな？」「電気ついているかな？」と、重点

的に見守りをしているのが実態です。65 歳以上で認知機能にかかわる症状になる方が約３割、75 歳以上ではもっと増えてくると思います。75 歳以上の方が私の地区では２割ですから、吹田全体も同じような割合だとすれば、一人暮らし高齢者が少なくとも１万人はいらっしゃるはずで、そういう人たちを全体で支えていかなければいけません。民生委員は一番身近でそういう方を見守る立場にいますので、こういう良い制度をしっかり知って、対応していきたいと思っています。

委員長　　軽度認知障がいの場合はなかなか分かりにくかったりしますし、ずっと毎日見ていないと分からないということもありますね。

G委員　　専門相談にほぼ全件立ち会っていますが、けんサポの方のすごく丁寧な対応が特徴で、成果が出ていると感じています。１つ目に、意思決定支援に力を入れていて、ご家族とか専門職だけが質問をするところが多い中で、ご本人の口から疑問点等を専門職に聞いてもらう場づくりの姿勢がすごいと思っています。２つ目に、専門相談につなぐ前に、まず、けんサポで受けとめて話を整理して、後見の活用がいいのかいろいろな視点で相談に来てくれているので、けんサポが機能しているとすごく感じています。専門相談の中では、「ずっと同じ人なんですか？」とか「私たちではできないんですか？」のような、後見人の交代ができるのかとか、適正なマッチングがされるのかという部分で皆さん不安に思っておられる印象です。他にも、専門職後見人は月に１回しか訪問できないところ市民後見人は週に１回訪問できることや、市民後見人は専門職がサポートしていること、親族後見人に監督人がつくこと等もよく質問があることなので、このあたりの浸透が今後課題だと感じています。

委員長　　１年目としては、かなり成果が出ているという評価をいただきました。中核機関の中には、前裁きをせずにいきなり専門相談につなぐところもあると聞いたことがありますが、きちっと交通整理をして専門職につなぐというのは大事なことだと思います。

H委員　　御報告の中で、支援方針の整理や共有が図れて、申立てから支援に関わることで選任された後見人等が既存の支援チームにスムーズ参加できるよう調整したということがありました。親族後見人

の場合は、本人の状況は当然理解されていますので、選任されてすぐに身上保護や財産管理を始められるから良いと思いますが、専門職後見人や市民後見人の場合は、まず本人のことを良く知ることが第一に必要になってきます。ですので、支援チームの方から、本人が置かれている状況を、後見人等が選任された後にできるだけ詳細に提供していただいて、本人のためにまず何に取りかかる必要があるのか、将来的に何をしなければいけないのかということを伝えていただきながら、本人の身上保護や財産管理をしていけるようになれば一番良いと思います。

委員長　　委員の皆様からの御意見を聞いている中で共通していたのは、後見人さんの仕事がよく見えないとか、あるいは、どんなふうに情報を整理して中核機関に伝えたらいいのか分からないというような、支援者が現場でいろいろ困っているということだと思います。これから課題がどんどん出てきますので、地域の支援者の力を強くして機能を高めていくことは、非常に大事になってきます。２年目についても、支援者をきちっと支援をしていけるように注力していただきたいと思います。

Ａ委員　　専門相談・専門職派遣の利用数が上がらなくて、最初はどの市町村も苦労しているということです。現場の専門職・支援者の皆さんにとって、専門相談・専門職派遣をどういうふうに使ったら役に立つのかなかなかイメージが湧かないから利用につながらないということもあると思いますので、使い方が分かってくると、だんだんと問合せが増えるのではないかと思います。例えば、どういうふうに方針を立てたらいいか現場の支援者の皆さんが悩まれている時に、専門職から豊富な実務経験に基づいてアドバイスをしてもらえたり、本人さんがなかなか踏み切れない時に、いろいろイメージを沸かしてもらうために専門職の人からお話してもらうことによって、ちょっと前に進みそうになったり、親族後見人さんが専門職に相談することによって前向きになれたり、専門職の上手な使い方がいろいろな場面であるので、そういうことがだんだんわかってくると専門相談・専門職派遣の件数も増えていくのかなと思っています。来年度以降は、そういった使い勝手を良くしてもらえるようなことを運営委員会でも御相談いただきながら伝えていっていただけると、もっとたくさん使ってもらえるようになるのではないかなと思っておりますので、ぜひそういう取組もよろしくお

願いします。

委員長　　使い勝手の良い専門相談・専門職派遣にできるようにということです。固定の曜日に予定が合わないということもあるでしょうし、相談内容にもよると思いますが、なかなか予約が埋まらない要因はどのように考えていますか。

事務局　　なかなか埋まらない要因を特定できているわけではないですが、やはり周知方法を考えていかないといけないと思っています。運営委員会では、専門相談・専門職派遣を利用して、ご本人の支援がうまく進んだ好事例を紹介するのはどうかというようなことも御意見をいただいています。今の御意見も含めて、来年度に生かしていきたいと考えています。

Ｆ委員　　資料２－２に認知症の人数と障がい者手帳所有者数が載っています。年々少しずつ増えてきていますが、令和５年の認知症の人数と障がい者手帳所有者数を足すと約 18,000 人ですが、令和５年の成年後見制度の利用者数は 736 人と、当事者の数と成年後見制度を利用されている方の数の差が非常に大きいです。良い制度だからもっと利用者がいると思っていましたが、違うのでしょうか。

事務局　　第４次地域福祉計画を策定するときに実施したアンケート調査で、まず制度を知らない方が多いので利用を希望されてないということが分かっています。そのうえで、制度を知っていても、「家族がいるから大丈夫」であったり「自分でお金を管理したい」方が多いという結果が出ていましたので、この制度のメリットをしっかりと周知するということが必要だと認識しています。

委員長　　最後に委員長として事務局にお願いしたいことがあります。資料１－２「中核機関業務実施計画評価シート」の市評価で、来年度から、成年後見制度利用促進計画の策定が始まるとありました。吹田市は地域福祉計画の中に利用促進計画を含む形で計画を策定されていますので、この協議会の考えをできるだけ早い段階で、地域福祉計画の策定を担う審議会にお示しすることが必要だと考えています。テーマは事務局にお任せしますが、アンケート項目や計画本文に盛り込む内容について意見交換をするのはどうかと考えていますので、できるだけ委員の皆さん方から多く意見を出せるよ

うにグループワーク形式での実施を御検討いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

　他に、御意見・御質問がないようですので、以上で本日の議事を終了します。